

高石市議会議員 山敷めぐみ（無所属） 議員活動報告



めぐみ通信

Vol. 26

2017年 10月

公立幼稚園の保育料 大幅値上げ！

	第1子	第2子
第1階層	0円	0円
第2階層（特定世帯）	0円	0円
第2階層（上記以外）	2,750円	0円
第3階層（特定世帯）	3,000円	0円
第3階層（上記以外）	10,000円	5,000円
第4階層	12,800円	6,400円
第5階層	15,500円	7,750円

現行の保育料(月額)



	第1子	第2子
第1階層	0円	0円
第2階層（特定世帯）	0円	0円
第2階層（上記以外）	3,000円	0円
第3階層（特定世帯）	3,000円	0円
第3階層（上記以外）	14,100円	7,050円
第4階層	20,500円	10,250円
第5階層	25,700円	12,850円

来年度3歳児の保育料(4・5歳児は現行どおり)

公立幼稚園は、3年前まで保育料は一律8,500円でした。法律が変わったことにより所得に応じた額になり、今年度入園児までは左表の金額でした。しかし、高石市は来年度から大幅に引上げます。その結果、来年度の3歳児（加茂幼稚園）の申し込みは11人に留まっています（定員50人）。

周辺他市の来年度幼稚園保育料（第5階層のみ掲載）…高石市は公立・私立は同額です。

	公立	私立
堺市	16,800円	19,800円
岸和田市	10,200円	23,100円
和泉市	22,500円	22,500円
泉大津市	18,500円	18,500円

長年の要望だった公立幼稚園での3歳児保育が来年度からやっと加茂幼稚園で実現。預かり保育も昨年度から試行されています。来年度は充実させるとはいえ、最長で4時半まで。それでも保育料は国の定める最高額で公立・私立同額となると申し込みが少なくて当然と言えるでしょう。

再来年度からは公立幼稚園は加茂幼稚園だけとなります。このように高い保育料では、たった1園の公立幼稚園の存続さえ危うくなります。

私たちは公立幼稚園の保育料を現在のまま据え置くように、議員提案で条例案を提出しました。現在、閉会中の継続審査事項となっています。

どのような審査になるのかご注目下さい。審査の実施については決まり次第ホームページ (<http://yamashikimegumi.com/>) でお知らせします。（「山敷めぐみ」で検索して下さい）。

「子育てナンバーワン」を目指す阪口市長は、以前「各中学校区に1園の公立幼稚園は残す」と言っていました。そして4年前に高陽幼稚園は4,307万9,400円、北幼稚園は3,741万4,650円かけて耐震化や大規模改修をしました。

しかし突然昨年8月の臨時議会に、高陽幼稚園と北幼稚園を2年後には廃止する、との議案が提出されました。理由は園児数の減少で複数クラスが維持できないこと。そんなことを言う前に、長年にわたり強い要望があった3歳児保育や預かり保育を実施し、園児数を増やす努力をすべきだったのです。それもせず、改修したばかりでピカピカの幼稚園を廃園にする議案の提出には驚きと怒りを感じました。子どもたちをかわせていた、もしくはかわせるつもりでいた保護者の方々はどうな気持ちだったでしょう。



【今までの公立保育所・幼稚園廃止の経緯】

- 2009 (H21) 年 4 月 高石市立高石保育所廃止・民営化
- 2011 (H23) 年 4 月 高石市立取石保育所・取石幼稚園廃止・民営化
- 2013 (H25) 年 4 月 高石市立高石幼稚園廃止 高石市立加茂保育所廃止・民営化
- 2014 (H26) 年 4 月 高石市立羽衣幼稚園廃止
高石市立羽衣保育所廃止・民営化 (公立保育所は綾園保育所1園に)
- 2019 (H31) 年 4 月 高石市立高陽幼稚園・北幼稚園廃止 (公立幼稚園は加茂幼稚園1園に)

保護者の方々に丁寧に説明し時間をかけてご理解頂く、という姿勢がまったく見られず、決まったことを突然押しつけるだけの廃園が続きました。その結果、保護者から裁判が起こされ現在も高等裁判所にて係争中です (羽衣保育所裁判)。

せめて1園だけ残る高石市立加茂幼稚園は複数クラスが実現できる位の園児数が確保出来るよう、まずは保育料の値上げはストップし、通園バスを来年度から実施するとか預かり保育の時間延長をするなど、一定の内容の充実をするべきです。今後の議会での審議にご注目ください!

◆◆2016 (平成 28) 年度決算審査より (9 月議会) ◆◆

◆広報制作支援業務委託料 653 万 2920 円・・・広報をカラーにするための業者委託分

市が実施した市民アンケート結果は下表の通りなのに、現在広報は一部カラー化されています。カラー化に税金を投入するのではなく、広報の市内全世帯配布にこそ税金を使うべきです。現在は自治会に配布を委託しており、加入世帯+α分しか配布されていません。自治会の大切さは言うまでもありません。近年では自主防災組織も自治会単位で結成されており、自治会の加入率を高めて近隣との協力体制を構築する必要性が高まっています。その呼びかけをするためにも、配布委託料を増額し全世帯への配布体制を整えなければならないと思います。

項目	525 件中
リニューアルした方が良い	82 件 (約 15%)
どちらかといえばリニューアルした方が良い	68 件 (約 13%)
従前の広報誌 (2 色刷) でよい	234 件 (約 45%)
もっと経費節減すべき	141 件 (約 27%)

◆健康(※)ポイント運営費負担金 2,879万1613円

◆健康ポイント実証事業参加負担金 150万円

※市の政策としては「健幸」とされています

・・・これは民間業者に市民が自らの健診情報などを提供し、運動量などに応じてポイントを取得できるシステムの運営費負担金です。行政は市民の個人情報を守る立場でありながら、市民の自主的な情報提供を促すような仕組みを導入することは間違っていると思います。市民が健康になるまちづくりは必要です。しかし、税金や個人情報を民間企業に吸い上げられるような仕組みではなく、市が主体となって広く市民の健康作りに取り組む方向にシフトチェンジすべきではないでしょうか。

◆子育てウェルカムステーション事業に係る指定管理者委託料 7,266万4,000円

・・・アプラ高石3階にオープンした、小学校就学前の子どもの遊び場（一部有料）などの運営委託料です。これだけの税金を投入するなら児童館（無料）のように対象年齢を高校生まで拡大し、業者に丸投げではなく市も運営に関わって子育て支援の拠点となるような事業にしてはどうでしょうか。日々の生活で精一杯というご家庭は多くあります。多額の税金を投入するなら、どのようなご家庭にも公平にご利用頂ける施設の設定をすべきです。

その他、今までもずっと指摘している南海中央線の「人工せせらぎ」に水道費などとして累計1,000万円以上が費やされてしまったことや、天女伝説もないのに「天女サミット」を開催し約50万円が使われたこと、消防費の災害備蓄では避難所全部への備蓄はなされず防災倉庫への補充に留まっていることなどを指摘し、市民の生活に寄り添った決算ではなかったとの判断で認定には反対しました。


羽衣駅前の整備、進む

予定では2019（平成31）年春には南海本線上り線の高架も完成し、高師浜線は2021（平成33）年に高架に切り替えられます。事業が終了した後に、高架下部分は高石市が15%を利用することができます。その利用方法について「地域住民の意見を聞いて決めて欲しい」と議員になって初めての定例会（2011年6月議会）で発言し、当時の土木部長からは「他市の連立事業を見ると、自治会などが使う集会所なども可能だと考えている」との答弁を頂いています（2011年6月21日議事録61ページ）。その後も何度となく質疑応答をしているのですが、地元の活性化に役立つような使い方を是非とも**住民の意見を聞きながら**進めて頂きたいと思います。

給食の牛乳について



9月議会の決算審査に際し「1ヶ月間の中学校給食の牛乳の残量推移一覧」という資料請求をしました。それを見ると1ヶ月（20日間）の給食で3中学校分を合わせて7,055本もの牛乳が残され廃棄されたことが判明しました。購入総量は30,315本。23.3%が廃棄されています。中学校給食実施は素晴らしいことです。しかし、この牛乳の残量については、何らかの手立てが必要です。

給食の牛乳は「酪農振興法」に定めがあります。それに基づいて「学校給食用牛乳供給対策要綱」が文科省から出されています。酪農のこと・栄養のこと・のこと。問題は山積です。

憲法カフェ



今から2年前。2015年5月に安保法制が国会で審議され「集団的自衛権」という言葉が連日報道されました。分ったような分らんような…、と思っている時に弁護士の友人から「憲法について気軽に話が出来る場を作ろう！」と声を掛けられ、事務所での「憲法カフェ」が始まりました。

最初は「憲法なんて日常から遠い世界の話」と言っていた人たちも「弁護士さんの話が聞けるなら」と参加してくれました。聞いてみたら少しずつ分かってきた、と好評です。

遠からず憲法第96条に定められた「憲法改正のための国民投票」が実施されることになるでしょう。既に「国民投票法」という法律は2007（平成19）年に成立しています。それによると「有効投票数の2分の1の賛成」で憲法は変えることが出来ます。

私たちは、国の基礎となる憲法について、良く知ることとよく考えることが必要ではないでしょうか。今後も憲法カフェを続けていきます。是非ご一緒に考えましょう。申し込みをお待ちしています（資料代500円）。

山敷めぐみ事務所（伽羅橋駅前・フリースペース“プラネット”）では、その時々でテーマを決めて講師をお呼びして話をさせていただいたり、山敷が高石市政や議会の話をしたり、皆様とのフリートークをしたりしています。お越し下さる際は下記連絡先までご一報ください。

10月21日（土）第10回憲法カフェ（下迫田浩司弁護士をお招きして）

※なお、第11回憲法カフェは2018年3月17日（土）14時～の予定です。

参加ご希望の方は、1週間前までに下記連絡先までお申し込み下さい。

10月28日（土）フリートーク14時～

（11月11日（土）議会報告会10時～（下記参照）…この日は事務所でのフリートークは行いません）

11月25日（土）フリートーク14時～

議会報告会 11月11日（土）

午前10時～パンセ羽衣3階（和室にて）

WEBサイトもご覧ください

<http://yamashikimegumi.com/>

発行： 山敷めぐみ（会派：クリア高石）

連絡先（事務所）：高石市羽衣5-14-13

megumi28@gmail.com

072-262-3979